

4 学校における食育を充実するための栄養教諭の配置の拡充

基本的な考え方

学校における食育（食に関する指導）については、平成19年度に導入された栄養教諭を中心に積極的な実践と充実を図ってきた。

子どもたちが医食同源の考えや食に関する知識を身に付け、望ましい食習慣が形成されるためにも重要であることから、栄養教諭の配置規模を大幅に拡大し、すべての小・中学校において栄養教諭による食育指導を行える体制を整え、子どもたちのいのちを支える教育の一層の充実を図る。

(1) 平成24年度の栄養教諭配置総数：166名（114名増）

うち小・中学校配置：158名
うち特別支援学校配置：8名

(2) 平成24年度の小・中学校への配置

今回の配置増により、すべての公立小・中学校において栄養教諭による食育指導が行える体制を整備する。

平成23年度配置数	44名	➔	<u>158名</u> （114名増 3.6倍増）
栄養教諭による食育指導実施校	289校		<u>1,275校</u> （すべての公立小・中学校に普及）

(3) 栄養教諭のおもな活動

<ネットワークによる食育推進>

- ・ 概ね5～10校（平均8校）でネットワークを形成し、支援校への訪問指導を月1回程度実施。

<児童生徒の食に関する実態把握>

- ・ アンケート調査等により、児童生徒の生活習慣実態を把握し、食育指導に活用。

<食に関する年間指導計画の策定>

- ・ 学校ごとに年間指導計画を策定し、食育指導の推進役として進行を管理。

<教科等における食育指導>

- ・ 栄養教諭が主体となった教材の作成。
- ・ 家庭科、保健体育科等の教科での授業や学級活動、学校行事等を通じた食育の推進。

<個別相談指導の実施>

- ・ アレルギー、肥満等、指導が必要な児童生徒に、専門的な見地から個別相談を実施。

<保護者との連携>

- ・ 保護者への食育指導に関する情報提供資料の作成、普及・啓発。

(4) 増員による検証項目及び目標

- ① 食育年間指導計画策定 ⇒ 100%を目指す（H22年度：75.0%）
- ② 朝食の喫食率（毎日） ⇒ 全国平均（89.9%）以上を目指す（H22年度：小5男子88.8%）
- ③ 給食の残食率（野菜） ⇒ 5%以内を目指す（H22年度：8%）
- ④ 児童生徒の体力合計点 ⇒ 全国平均（54.36点）以上を目指す（H22年度：小5男子52.67点）

※②、④は平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（平成22年12月発表）による。

※ 県立及び市立特別支援学校における食育については、現在配置している8名を中心に、引き続き推進する。

（問い合わせ先） 教育局 教職員部 小中学校人事課 南波 電話 045-210-8134
教育局 教育指導部 保健体育課 小野 電話 045-210-8300